



事務連絡  
平成22年4月26日

社団法人青森県建設業協会会長  
青森県解体工事業協会会長 殿

整備企画課長  
(公印省略)

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正に伴う  
通知書様式の改正及び通知書作成の手引き等の作成について (通知)

特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正については、平成22年3月9日付け青整企第275号で通知したとおり、民間工事における届出書(様式第一号及び第二号)と別表1～3(分別解体等の計画等)の様式が改正され、平成22年4月1日より施行されているところであります。

公共工事における通知書、説明書及び添付資料の様式については、標記省令等により規定されているものではありませんが、青森県では事務の効率化を図るため統一様式を定めて運用してきたところであり、届出様式との整合を図るため、下記のとおり様式類を一部改正することとしたのでお知らせします。

併せて、本改正にあたり新たに発注者用「通知書作成の手引き」と請負者用「説明書作成の手引き」を作成しましたので、建設リサイクル法対象建設工事の事務手続き業務における参考にしていただければと思います。

記

1. 法第11条の規定に基づき発注者が知事又は特定行政庁の長に通知するための  
.....【通知書】様式
2. 法第12条第1項の規定に基づき請負者が発注者に説明するための  
.....【説明書】と【別表1～3】様式
3. 運用開始は、平成22年5月1日からとし、移行期間として平成22年6月30日までは旧様式の使用を認めるものとする。
4. 国の工事においては、別途、国において定められた説明書の様式を使用してください。

※ 新様式は、各作成の手引きとともに青森県ホームページに掲載します。



担当及び問い合わせ先：県土整備部 整備企画課

企画・指導調査G 小田桐

TEL 代表 017-722-1111(内線 4247, 4253)

直通 017-734-9644